

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 17 日 (金) 第 388 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 保安林の指定予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
 - 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 5
 - 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
 - 令和4年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 6
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 監 査 委 員 公 表**
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 7
- 県立病院局企業管理規程**
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※)
(県立病院課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第135号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島郡十島村口之島字迫473番(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市喜入町6990番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市日吉町日置字紙漉頭7222番1, 7222番3, 7222番11, 7222番12
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市隼人町小浜字水ノ手6229番, 6231番
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第139号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
栢元 佑太郎	医療法人松翠会森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号	整形外科	令和 5 年 2 月 6 日
馬場 悠生	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	小児科	令和 5 年 2 月 6 日

鹿児島県告示第140号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田3330番地6	株式会社のどか・和	始良市脇元688番地4	秋丸 和子	令和 4 年 9 月 30 日	訪問介護
おおたクリニック	薩摩川内市入来町浦之名7683番地	医療法人泰信会	薩摩川内市入来町浦之名7683番地	大田 泰久	令和 4 年 10 月 20 日	短期入所療養介護
ひびきデイサービス	始良市三拾町25番地4	株式会社グリーンリーフ	始良市三拾町25番地4	平川 力	令和 4 年 10 月 31 日	通所介護
企業組合労協センター事業団出水地域福祉事業所オープンハウス「さくらんぼ」	出水市高尾野町大久保555-2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	田嶋 羊子	令和 4 年 11 月 30 日	訪問介護
ヘルパーステーション たんぽぽ	霧島市国分郡田346番地1	株式会社リュミエール	霧島市国分郡田346番地1	松尾ひづる	令和 4 年 11 月 30 日	訪問介護
介護老人保健施設ニューライフ	出水市平和町336番地1	医療法人吉祥会	出水市平和町336番地	吉井 八郎	令和 4 年 11 月 30 日	訪問リハビリター

いづみ						ジョン
-----	--	--	--	--	--	-----

鹿児島県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションわだち。	肝属郡肝付町新富5183-1	株式会社THM M	肝属郡肝付町新富5183-1	重田 壮一	令和4年11月1日	訪問介護
訪問看護ステーション結	鹿屋市西原二丁目32番20号	一般社団法人 a 1 1	鹿屋市西原二丁目32番20号	宇津野 誠	令和4年11月1日	訪問看護
訪問看護ステーションペーぐる	薩摩川内市矢倉町4302番地2	株式会社花結	薩摩川内市矢倉町4302番地2	大塚 郁美	令和4年11月1日	訪問看護
有限会社南州メディカル始良店	始良市東餅田626番地	有限会社南州メディカル	鹿児島市下伊敷三丁目22番28号	中渡瀬岩男	令和4年11月1日	福祉用具貸与
有限会社南州メディカル始良店	始良市東餅田626番地	有限会社南州メディカル	鹿児島市下伊敷三丁目22番28号	中渡瀬岩男	令和4年11月1日	特定福祉用具販売
訪問看護ステーション紬	出水市高尾野町柴引1524番地	一般社団法人ポナンザシー	出水市高尾野町大久保155番地2	吉海 愛	令和4年12月1日	訪問看護
介護医療院おはな	始良市加治木町反土2156-5	医療法人玉昌会	鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル4階	高田 昌実	令和4年12月1日	短期入所療養介護
有限会社平成メディカルあいら営業所	始良市加治木町本町147-3	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424-1	立平 博文	令和4年12月1日	福祉用具貸与
有限会社平成メディカルあいら営業所	始良市加治木町本町147-3	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424-1	立平 博文	令和4年12月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護医療院おはな	始良市加治木町反土2156-5	医療法人玉昌会	鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル4階	高田 昌実	令和4年12月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年2月17日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
おおたクリニック	薩摩川内市入来町浦之名7683番地	医療法人泰信会	薩摩川内市入来町浦之名7683番地	大田 泰久	令和 4 年 10 月 20 日	介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設ニューライフいずみ	出水市平和町336番地1	医療法人吉祥会	出水市平和町336番地	吉井 八郎	令和 4 年 11 月 30 日	介護予防訪問リハビリテーション
アメニティ国分	霧島市国分重久361番地1	医療法人春成会	霧島市国分中央三丁目19番15号	加倉 瑞子	令和 4 年 12 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第144号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション結	鹿屋市西原二丁目32番20号	一般社団法人 a 1 1	鹿屋市西原二丁目32番20号	宇津野 誠	令和 4 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションペーぐる	薩摩川内市矢倉町4302番地2	株式会社花結	薩摩川内市矢倉町4302番地2	大塚 郁美	令和 4 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
有限会社南州メディカル始良店	始良市東餅田626番地	有限会社南州メディカル	鹿児島市下伊敷三丁目22番28号	中渡瀬岩男	令和 4 年 11 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
有限会社南州メディカル始良店	始良市東餅田626番地	有限会社南州メディカル	鹿児島市下伊敷三丁目22番28号	中渡瀬岩男	令和 4 年 11 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
訪問看護ステーション紬	出水市高尾野町柴引1524番地	一般社団法人ポナンザシー	出水市高尾野町大久保155番地2	吉海 愛	令和 4 年 12 月 1 日	介護予防訪問看護
介護医療院おはな	始良市加治木町反土2156-5	医療法人玉昌会	鹿児島市泉町2番3号そうしん本店ビル4階	高田 昌実	令和 4 年 12 月 1 日	介護予防短期入所療養介護
有限会社平成メディカルあいら営業所	始良市加治木町本町147-3	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424-1	立平 博文	令和 4 年 12 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
有限会社平成メディカルあいら営業所	始良市加治木町本町147-3	有限会社平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424-1	立平 博文	令和 4 年 12 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第145号

阿久根市脇本9909番地 有限会社海盛水産代表取締役野村敬司及び阿久根市脇本9725番地14 有限会社幸丸水産代表取締役濱崎秀幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法

(昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市黒之浜区域 (阿久根市大字脇本の地区)
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業

鹿児島県告示第146号

いちき串木野市大里3048番地 4 古川秀夫及びいちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市羽島区域 (羽島漁業協同組合の地区) 並びにいちき串木野市湊町、大里及び川上区域 (市来町漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主として小型合併漁業を営む漁業

鹿児島県告示第147号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 2 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出南別府線	南九州市知覧町南別府字十文字ノ下24321番 1 地先から同市知覧町南別府字壱里塚原24062番 1 地先まで	前	6.8~15.8	739.2
			後	9.2~17.8	739.2

鹿児島県告示第148号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定により、令和 4 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
令和 5 年 2 月 14 日から同月 28 日まで
- (2) 女子
令和 5 年 2 月 14 日から同月 28 日まで

3 試験期日

- (1) 筆記試験 (WEB 試験)
令和 5 年 3 月 6 日から同月 12 日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和 5 年 3 月 12 日

4 応募年齢

令和 5 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 5 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 2 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所フラット	始良市東餅田 1142-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川 2459 番地 4	野田 秀明	令和 5 年 1 月 15 日	児童発達支援
放課後等サービスぐるぐる	霧島市国分下井 3390 番地 2	社会福祉法人政典会	霧島市国分重久 269 番地 3	鎌田 善政	令和 5 年 2 月 1 日	放課後等サービス

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

令和 4 年 10 月 5 日付け監査第 1057 号の監査結果に基づき、令和 4 年 11 月 30 日付け鹿教総第 1314 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 17 日

鹿児島県監査委員 地頭所恵
同 大 藪 豊
同 山田国治
同 上山貞茂

文書注意事項

機関名	事項の内容	講じた措置の内容
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は 9,917 万余円で、前	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の未収債権については、奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法を周知するなど返還意識を高めるとともに、生活困窮等に

	年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。	よる納入困難者には、免除制度の周知を図り、新規発生の未然防止に努めている。 また、未納者に対しては、督促状を発送する際に未納状況を示し返還計画の提出を求めることに加え、自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、未収債権の解消に努めている。
鹿児島教育事務所	令和3年度と同様、令和2年度の給料及び給料の調整額等に誤りがあり、令和3年度に支払っているものがある。（3件 23,076円）	昇格昇給事務の際に、電算報告漏れがないか全ての関係書類を複数の総務課職員で確認するとともに、電算報告後、給与に反映された際には、給与データと関係書類等を突合し、正しく反映されているか再度確認を行い、再発防止に努めることとした。
大隅教育事務所	令和3年度と同様、令和元年度から令和2年度の給料及び給料の調整額等に誤りがあり、令和3年度に支出・返納しているものがある。（4件 52,184円）	病気休暇等に係る電算報告については、長期間病気休暇を取得した教職員を確実に把握するため、病気休暇取得状況調査を年2回実施することとした。 給料の調整額については、市町教育委員会及び学校長へ調整額発令の正確な認識を指導するとともに、休職等で長期不在となる教職員については、所内において確認表を作成の上、調整額発令に係る確認の徹底を行い、再発防止に努めることとした。
大島養護学校	住居手当の認定簿を紛失しているものがある。（2件）	事務室内を随時整理整頓し、書類の紛失がないよう執務環境改善を図るとともに、人事異動時の認定簿等の引継ぎ・保管については、担当職員を含め複数の職員で確実にを行い、再発防止に努めることとした。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月17日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第1号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「第2条の2」を「第3条」に改める。

第12条第1項に次の2号を加える。

(3) 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他管理者が別に定める家畜伝染病に限る。次号において同じ。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

(4) 医療職給料表の適用を受ける職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業に従事した職員に係る健康調査等の業務に従事したとき。

第12条第2項を次のように改める。

2 防疫等作業手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号の業務 290円（心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定める業務にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (2) 前項第 3 号の作業 380円（著しく危険であるものとして管理者が定める作業にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

第12条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号の業務に対する防疫等作業手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 30,000円
 - (2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 10,000円

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 17 日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程第12条の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。